

## 平成22年度東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進会議の概要について

東海プラ協では、平成22年度の活動計画等を協議するため、平成22年8月19日KKR 村名古屋で東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進会議を開催しました。当日は、東海プラ協の構成員の他、農林水産省生産局生産流通振興課、農業用フィルムリサイクル促進協会からも出席があり情報提供いただきました。概要は以下の取りです。



挨拶をする竹谷会長

**挨拶** <竹谷裕之会長>

竹谷裕之会長から挨拶の中で、先の通常国会で改正された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法）」のうち農業用廃プラに係る部分について以下のとおり、いくつかのポイントについて説明がありました。

- ・排出事業者がこれまでのマニフェストによる処理確認に加えて、努力義務として当該廃棄物の処理状況についても確認する必要があること。
- ・産業廃棄物処理施設の設置者は施設の維持管理の状況を、適切な方法で公表しなければならないことと、適正処理行することが困難になった場合は委託書にその旨書面で通知すること、
- ・不適正に処理された廃棄物を発見した土地所有者は、速やかに知事等行政の長に通報するよう努めること。

**議事概要****(1) 農業分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢について**

<農林水産省生産局生産流通振興課 榎 晋介>

農林水産省生産局生産流通振興課の榎担当官からは、最近の農業分野から排出されるプラスチックの排出量、再生処理の状況や、使用済みプラスチックの処理等農林水産省における環境問題に関する今後の対応について情報提供がありました。主な内容は以下のとおりです。

- ・生物多様性や環境保全等が叫ばれる中で使用済みプラスチックの処理は、重要な課題である。農業分野から排出されるプラスチックは、主に塩化ビニルフィルムとポリエチレンフィルムで、全体の9割を占めている。
- ・その排出量は、利用面積の減少や資材の耐久性の向上により、10年前の74%までの減少しており、特に塩化ビニルフィルムの減少が激しい。



生産局生産流通振興課 榎氏

・適正処理の推進のためには、農業者以外の関係者（国、地方自治体、関連業者）との連携強化が不可欠なので、全国組織の園芸用プラスチック適正処理対策委員会以下、地域ブロック協議会、県協議会、市町村協議会の各段階で、縦横の密接な連携を図り情報交換が必要である。

・再生処理の比率が平成5年から上昇しており、処理の内訳の約6割を占めるようになった。産業廃棄物の廃プラスチックの再生処理比率が42%に留まっている中、農業用は進んでいると考える。

・農林水産省においても環境省の施策だけではなく、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月決定)」、「農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月策定)」により、廃棄農業資材のリサイクル等による温室効果ガスの削減や農薬・肥料等の生産資材の適正使用の推進など独自の環境問題に関する取組を行っている。

・今後の対応として、地方環境事務所の参加を得て地域ブロック協議会を開催することで、地域間の情報共有や組織を超えた連携を強化したい。

## **(2) 園芸用プラスチック適正処理対策委員会の現地調査に基づく「農業用使用済みプラスチック適正処理に関わる課題と提案」について**

＜名古屋大学名誉教授 竹谷 裕之＞

当協議会の会長の竹谷氏は、園芸用プラスチック適正処理対策委員会の座長も務められており、当委員会が過去3年間に行った現地調査の結果か報告概要とそれらを踏まえ、全国各地で処理されている農業用使用済みプラスチックの現状と課題、更に今後の一部改正を含めた廃掃法との関わりについて、情報提供をお願いしました。その概要は以下のとおりです。

・廃掃法は、国民の環境意識の高まりを受けて過去10年で7回改正された。今回の廃掃法改正の背景には廃棄物の適正処理には、モノの流れ、カネの流れ、人の連携の3視点からのシステム管理の時代に突入したことが伺える。

・一方で農業用プラスチックの適正処理では、ブロック協議会が開催されず活動が停滞している地域もある。

・現地調査を実施した中で、これまで農業用廃プラの処理については、各県下のJAや自治体の補助により処理されてきた事例が多く、それらが財政的に継続できなくなり、都道府県協議会が解散した例もあった。

・農業用廃プラ適正処理の課題としては、農業廃プラの特性（少量・分散・多様・季節性）を配慮した組織的対応が必要であるということ。

・一時期暴落した中国の塩化ビニルペレット価格の相場も回復して、国内の第3セクターで運営されている農業ビニルを扱う処理施設の経営が逼迫している状況があり、処理業者の動向には、グローバルな視野が必要である。

・農業用廃プラの地位別の動向の詳細については、現地調査の報告書がまもなく編



竹谷裕之会長

集発行されるので、参考にされたい。

### ○地域における適正処理の実態

続けて園芸用プラスチック適正処理対策委員会の現地調査の結果について農業用フィルムリサイクル促進協会の麻生氏から以下のとおり報告がありました。

・園芸用プラスチック適正処理対策委員会の目的は全国の適正処理の実態を把握して、地域の状況に応じた適確な指針を作成し普及させることで、処理業者、地域の事例調査、県別処理業者の現状と課題、海外事情について行った。

・参考として都道府県別に排出量の多い順にリサイクル率をクラス分けした表を作成したので参考とされたい。現地調査の中で農業用プラスチック資材の排出量の多い地域は、農家、協議会の適正処理に関する意識も高く、リサイクルシステムが完成していることが伺える。

・上位に位置づけられた地域にあっても処理量の確保にあたり地域内の経済性の実情により、問題がある。安定的な再生処理の確保については、全国的な動きの中でリサイクルは進めて行かなくてはならないと感じている。



農業用フィルムリサイクル促進協会 麻生氏

### (3) 再生処理の向上に向けた取り組みについて

#### 1) 再生処理が進んだ事例紹介

各県からの報告のうちJA愛知経済連の伊藤氏から、愛知県内の再生処理が進んだ事例の紹介がありました。

・愛知県内を尾張、西三河、東三河の3ブロックに分割し、農協単位に各品目ごとの部会組織を設置して、種類別分別（農ビ、農ポリ、農プラ）を推進するために、農協の広報に分別収集のチラシを掲載して啓蒙活動に努めている。

・今回、農家から排出の際の指針をより厳正にするよう改訂した。出荷の目揃え会と同じ要領で、排出のサンプルを用意して排出スタイルの周知を図っている。

・manifestoの確認については県内の主要農協に関しては経済連にmanifesto伝票が全て戻って来るので経済連で伝票をチェックしてから主要農協に戻している。将来的には、全県全域で出来るような体制作りを目指している。

・個々の農協の取組として、豊橋農協では中間業者と協議して排出基準の見直しを行い、劣化の程度の低いモノも再生用に回すようにした。そうすることで、埋め立て処理を減らす取組に努めている。



JA あいち経済連 伊藤氏

#### 2) 意見交換

・愛知経済連の取組は素晴らしいが労賃の負担軽減のためにも、環境税の導入や条例を視野に入れるべきである。(麻生氏)

- ・農協外で購入した排出物の処理料金に関しては、割り増し制、デポジット等 いろいろ検討しているが、調整がつかず難航しているのが現状である。（全農商）
  - ・廃掃法上、サーマルリサイクルに該当する熱回収という項目がないが、各県どのように確認されているか？（竹谷会長）
  - ・かつては処理業者の焼却という処理方法をそのまま積み上げて過去には報告していたが、現在は報告時に処分先に再生処理したか確認して記入するように改善したため、サーマル処理した場合は、再生処理に記載されるようになった。（各県）
  - ・農林水産省も環境省と連携を図って再生処理を進めているが、各県下の取組状況いかん（槇氏）
  - ・県下の協議会等においても県の環境サイドと連携して、WG等に参画してもらい、再生処理を推進している。（各県）
- <講評>このような素晴らしい取組を農業関係者だけでなく、農業と無縁な一般人に情報発信することで、安全安心の農業活動のサポーターになっていただけるように努めていただきたい。（竹谷会長）

#### **（４）平成 21 年度の活動経過と 22 年度活動計画案について**

事務局から、引き続き再生処理の比率の向上を目指すための平成 22 年度の活動計画等（21 年度活動実績・決算）が提案され、全て承認されました。

また 22 年度は、10 月～11 月の間に再生処理向上に向けた業者の現地調査と 1 月～2 月の間に三重県での現地検討会開催を予定しています。